

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年11月12日

【四半期会計期間】 第11期第3四半期(自平成22年7月1日至平成22年9月30日)

【会社名】 株式会社メディビックグループ

【英訳名】 MediBic Group

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 橋本 康弘

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区桜丘町27番2号

【電話番号】 03(6415)4031

【事務連絡者氏名】 執行役員管理本部長 門井 豊

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区桜丘町27番2号

【電話番号】 03(6415)4031

【事務連絡者氏名】 執行役員管理本部長 門井 豊

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第10期 第3四半期連結 累計期間	第11期 第3四半期連結 累計期間	第10期 第3四半期連結 会計期間	第11期 第3四半期連結 会計期間	第10期
会計期間	自 平成21年 1月1日 至 平成21年 9月30日	自 平成22年 1月1日 至 平成22年 9月30日	自 平成21年 7月1日 至 平成21年 9月30日	自 平成22年 7月1日 至 平成22年 9月30日	自 平成21年 1月1日 至 平成21年 12月31日
売上高 (千円)	207,291	165,433	34,022	29,849	266,239
経常損失 (千円)	540,697	192,654	314,085	56,067	609,533
四半期(当期)純損失 (千円)	525,916	205,111	309,704	56,209	615,542
純資産額 (千円)			482,576	225,887	396,550
総資産額 (千円)			614,958	313,829	475,796
1株当たり純資産額 (円)			2,638円42銭	1,201円71銭	2,176円55銭
1株当たり四半期(当期)純損失金額 (円)	2,984円06銭	1,149円30銭	1,757円27銭	311円98銭	3,492円60銭
潜在株式調整後 1株当たり四半期(当期)純損失金額 (円)					
自己資本比率 (%)			75.6	69.1	80.6
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	277,748	73,542			379,650
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	35,438	11,396			128,516
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	2,216	42,202			2,217
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (千円)			43,571	12,093	32,015
従業員数 (名)			21	17	19

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期(当期)純損失を計上しているため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社関係会社）において営まれている事業の重要な変更は以下のとおりであります。

主要な関係会社の異動

投資・投資育成事業

連結子会社であった株式会社Asia Private Equity Capital メディビック Pre-IPO チャイナファンド 1号及び非連結子会社であった株式会社Asia Private Equity Capital メディビック チャイナファンド 2号、株式会社Asia Private Equity Capital メディビック チャイナファンド 3号は、平成22年9月30日付で解散したため関係会社に該当しなくなりました。

3 【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動は以下のとおりであります。

除外

連結子会社であった株式会社Asia Private Equity Capital メディビック Pre-IPO チャイナファンド 1号及び非連結子会社であった株式会社Asia Private Equity Capital メディビック チャイナファンド 2号、株式会社Asia Private Equity Capital メディビック チャイナファンド 3号は、平成22年9月30日付で解散したため関係会社に該当しなくなりました。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成22年9月30日現在

従業員数（名）	17（0）
---------	-------

（注）1．従業員数は就業人員であります。

2．従業員数欄の（ ）は外書きで、契約社員・派遣社員などの臨時従業員の当第3四半期連結会計期間における平均雇用人員であります。

(2) 提出会社の状況

平成22年9月30日現在

従業員数（名）	3（0）
---------	------

（注）1．従業員数は、就業人員であります。

2．従業員数欄の（ ）は外書きで、契約社員・派遣社員などの臨時従業員の当第3四半期会計期間における平均雇用人員であります。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループの営業活動は、主に顧客のバイオマーカー探索を支援するソリューションの提供及びテーラーメイド健康管理支援を目的とした事業から構成されており、一般的な意味での生産を行っていないため、記載しておりません。

(2) 受注実績

当社グループにおける受注残高は、単価の大きい個々の契約の受注の動向によって大きく変動する傾向にあり、将来の一定期間の業績を合理的に予測するための指標として必ずしも適切でないため、記載しておりません。

(3) 販売実績

当第3四半期連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	販売高(千円)	前年同四半期比(%)
バイオマーカー創薬支援事業	23,300	156.7
テーラーメイド健康管理支援事業		
創薬事業		
投資・投資育成事業	6,548	84.2
その他事業		
合計	29,849	87.7

(注) 1. セグメント間取引については、相殺消去しております。

2. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	前第3四半期連結会計期間		当第3四半期連結会計期間	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
独立行政法人国立がん研究センター			10,815	36.2
ChinaEastSea			4,641	15.6
株式会社総合臨床ホールディングス	5,806	17.1	3,854	12.9

3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業等のリスク】

文中の将来に関する事項は、本四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

1．継続企業の前提に関する事項の注記について

当社グループは、前連結会計年度まで継続して営業損失、経常損失、当期純損失、及び営業活動によるキャッシュ・フローにおきまして継続してマイナスを計上しており、当第3四半期連結会計期間におきましても営業損失56,132千円、経常損失56,067千円、四半期純損失56,209千円、営業キャッシュ・フロー 47,757千円を計上するに至っております。

当社グループにおきましては、当該状況を解消すべく、安定した財務基盤の確立に向けて「事業収益の拡大」および「資産のキャッシュ化」を経営の柱として取り組んでおります。

しかしながら、現時点におきましては、未だ各種施策の実施途上であり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等は行われておりません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 経営成績の分析

当第3四半期連結会計期間におけるわが国経済は、一部企業の収益改善、個人消費持ち直し傾向など、一時期景気回復に兆しがみられたものの、不透明な海外経済に起因する急激な円高や企業の設備投資抑制などにより、先行きの不透明感を払拭できない状況のうちに推移いたしました。

当社を取り巻く環境におきましても、医療・研究機関における研究開発、設備投資抑制の動きが継続するなど、依然として厳しい状況が続いておりますが、当社グループでは、既存事業の営業強化及びコスト削減を中心に取り組みを進めつつ、今後の事業の柱として育成すべき新たなサービスソリューションの構築を図ってまいりました。

以上によりまして、当第3四半期連結会計期間における連結業績は以下のとおりとなりました。

	実績(千円)	対前年同四半期増減(千円)
売上高	29,849	4,172減
営業損失	56,132	258,538減
経常損失	56,067	258,018減
四半期純損失	56,209	253,495減

< バイオマーカー創薬支援事業 >

バイオマーカー創薬支援事業におきましては、PGx試験支援サービス、RNA増幅試薬の販売、情報処理システム開発、治験コーディネートサービスなど基盤技術であるPGx技術又はそれに関連する事業を推進しております。

当第3四半期連結会計期間におきましては、主にPGx試験支援サービスの主体となる検体バンキングサービス、受託解析、自社開発ソフトウェア（検体管理システム、二次匿名化システム、配合設計データベース）の販売及びRNA増幅試薬販売などの営業を、大手製薬メーカー、医療・研究機関を中心に積極的

に行いました。又、第2四半期連結会計期間におきまして納期ずれとして未計上でありました検体管理システム開発につきまして検収を終了し、売上計上しております。

以上によりまして、バイオマーカー創薬支援事業の売上高は23,300千円、営業損失は2,602千円となりました。

<創薬事業>

創薬事業におきましては、Threshold Pharmaceuticals, Inc.（スレッシュホールド社）との間で締結した「共同開発契約」に基づく、抗がん剤「Glufosfamide（グルフォスファミド）」の日本を含めたアジア地域における開発及び販売を行うための臨床開発を中心に事業を推進し、日本国内第 相臨床試験を終了しております。又、米国におきましては平成21年10月にスレッシュホールド社よりグルフォスファミドの開発権利の譲渡を受けたEleison Pharmaceuticals, Inc.（エリソン社）が第 相臨床試験に関するSpecial Protocol Assessment（SPA）をFDA（米国食品医薬品局）に提出し、これを受理されております。

当第3四半期連結会計期間におきましては、国内での変動はなかったものの、米国での開発に大きな進展がみられました。エリソン社による第 相臨床試験は、以前、米国においてスレッシュホールド社が行った第 相臨床試験の結果に基づいて有効性を示すことができるとされる集団に対しての試験が計画されているもので、本試験の担当責任医師にはエール大学 Howard S.Hochster教授が就任することとなりました。又、本試験はグルフォスファミドを第2選択（2nd-Line）治療薬として評価するもので、期間として2011年第1四半期に本試験を開始し、2012年に終了することが予定として明らかにされました。

これらエリソン社による米国での第 相臨床試験の再開により、グルフォスファミドのさらなる開発進展の可能性が高まっております。当社グループといたしましても、引き続き中国を含めたアジア諸国の製薬メーカー等に共同開発あるいはライセンスアウト等の交渉を行っていく予定であります。

以上によりまして、創薬事業の売上高の計上はありません。

<テーラーメイド健康管理支援事業>

テーラーメイド健康管理支援事業におきましては、基盤技術における経験やノウハウをベースとした個人向け健康・医療市場におけるサービスの提供を中心に事業を推進しております。

当第3四半期連結会計期間におきましては、PGx事業や『DNAプライベートバンク』サービスにおけるノウハウを活用した新たな個人向け健康管理支援サービスとして、『おくすり体質検査』サービスの技術開発及びビジネススキームの構築を進め、特許出願にまで至っております。この新規サービスは、BtoBtoCモデルとして医療機関を通じて広く一般の個人の方に薬物体質に関する遺伝子検査及びその結果情報などをご提供するもので、予め自身の《薬物代謝の能力》を知ることによって、薬の効果が得られない、副作用が発生するなどのリスクを予防することを目的に、肝薬物代謝酵素（CYP）のなかで主要な4つの酵素の遺伝子タイプ（CYP1A2、CYP2C9、CYP2C19、CYP2D6）を検査し、一人ひとりの薬剤の有効性や副作用に対して予知する際の目安となる情報をご提供するサービスです。

当社グループにおきましては、かかる新規サービスの収益化及び拡大を図り、事業収益の柱の一つとすべく育成してまいります。本サービスは立ち上げ初期であり、売上高の計上はありません。

<投資・投資育成事業>

投資・投資育成事業におきましては、営業投資有価証券の売買、ファンドの運営管理、投資助言を行っております。

当第3四半期連結会計期間におきましては、既存のファンドの運営管理、投資助言のほか、営業投資有価証券の売却を進めてまいりましたが、株式市場の低迷が依然として続くなか、投資先企業の業績不振などによる証券の流動性悪化、売買価格の下落など、売却交渉は厳しい状況で推移いたしました。

以上によりまして、投資・投資育成事業の売上高は6,548千円、営業損失9,345千円となりました。

<その他事業>

特記すべき売上計上はございません。

(2) 財政状態の分析

当第3四半期連結会計期間末における総資産は313,829千円となり、前連結会計年度末に比べ161,966千円減少いたしました。主な要因としては、現金及び預金の減少19,921千円、営業投資有価証券の減少97,462千円、投資有価証券の減少10,710千円、敷金及び保証金の減少18,866千円によるものであります。

負債は87,942千円であり、主に前受金の増加10,738千円、未払費用の減少9,338千円、未払法人税等の減少4,146千円、その他流動負債の増加14,350千円により、前連結会計年度末に比べ8,696千円の増加となりました。

純資産は、前連結会計年度末に比べ170,663千円減少し、225,887千円となりました。これは新株予約権の行使に伴い資本金及び資本剰余金がそれぞれ22,324千円ずつ増加したこと、四半期純損失205,111千円の計上によるものであります。

(3) キャッシュ・フローの状況の分析

当第3四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物は、第2四半期連結会計期間末に比べ24,582千円減少し、12,093千円となりました。当第3四半期連結会計期間の概況は次のとおりであります。

<営業活動によるキャッシュ・フロー>

営業活動によるキャッシュ・フローは47,757千円の支出となりました。これは主に、税金等調整前四半期純損失55,678千円及び営業投資有価証券の減少10,121千円、投資損失引当金の増加6,705千円、売上債権の減少4,804千円によるものであります。

<投資活動によるキャッシュ・フロー>

投資活動によるキャッシュ・フローは、13,280千円の収入となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出5,814千円、敷金及び保証金の回収による収入18,007千円によるものであります。

<財務活動によるキャッシュ・フロー>

財務活動によるキャッシュ・フローは、9,847千円の収入となりました。これは、新株予約権の行使による株式の発行による収入9,851千円によるものであります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

事業等のリスクに記載した重要事象等についての分析・検討内容及び当該重要事象等を解消し、又は改善するための対策。

当社グループにおきましては、継続企業の前提に疑義を生じさせるような事象を解消するため、安定した財務基盤の確立に向けて「事業収益の拡大」及び「資産のキャッシュ化」を経営の柱として取り組んでおります。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	700,000
計	700,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成22年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成22年11月12日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	180,542	181,542	東京証券取引所 (マザーズ)	(注)
計	180,542	181,542		

(注) 単元株制度を採用していないため、単元株式数はありません。

また、提出日現在の発行数には、平成22年11月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により、発行された株式1,000株が含まれております。

(2) 【新株予約権等の状況】

平成13年改定旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権

(平成14年8月21日臨時株主総会決議に基づく平成14年8月27日取締役会決議)

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数	1,677個 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	1,677株 (注) 1
新株予約権行使時の払込金額	1株当たり41,667円
新株予約権の行使期間	平成16年9月2日から 平成24年9月1日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 41,667円 資本組入額 20,834円 (注) 1
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡は当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 1 平成15年4月22日開催の取締役会決議に基づき、平成15年6月2日をもって1株を3株に分割いたしました。平成16年5月13日開催の取締役会決議に基づき、平成16年8月20日をもって1株を2株に分割いたしました。これらにより、新株予約権の数、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額が調整されております。

- 2 新株予約権を発行する日(以下「発行日」という。)以降、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、割当てる株式数を次の算式により調整し(1株未満の端数は切捨て)、新株予約権の目的たる株式の数は、調整後株式数に当該時点で行使または消却されていない新株予約権の総数に乗じた数となります。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(または併合)の比率

また、発行日以降、当社が合併または会社分割等を行う場合等、新株予約権の行使により発行される株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときには、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額となるよう、新株予約権の目的となる株式数を調整します。

- 3 発行日以降、以下の事由が生じた場合は行使価額をそれぞれ調整します。

(ア)当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により払込価額を調整し、調整後の生じる1円未満の端数は、これを切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(イ)当社が行使価額を下回る価額による株式の発行または自己株式の処分を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数はこれを切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行または処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行または処分株式数}}$$

- 4 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

(ア)対象者のうち、新株予約権の割当時に当社もしくは当社子会社の取締役、監査役または従業員であった者は、新株予約権の行使時において当社もしくは当社子会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。

(イ)新株予約権の分割行使はできないものとする。

(ウ)上記のほか、当社は取締役会決議および取締役会決議に基づく当社と個別の対象者との間で締結する新株予約権の割当に関する契約において、新株予約権の行使の条件、当社への新株予約権返還事由その他の事項を定める。

(平成14年 8月21日臨時株主総会決議に基づく平成14年11月 5日取締役会決議)

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年 9月30日)
新株予約権の数	184個 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	184株 (注) 1
新株予約権行使時の払込金額	1株当たり41,667円
新株予約権の行使期間	平成16年11月6日から 平成24年9月1日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 41,667円 資本組入額 20,834円 (注) 1
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡は当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 1 平成15年4月22日開催の取締役会決議に基づき、平成15年6月2日をもって1株を3株に分割いたしました。平成16年5月13日開催の取締役会決議に基づき、平成16年8月20日をもって1株を2株に分割いたしました。これらにより、新株予約権の数、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額が調整されております。

- 2 新株予約権を発行する日(以下「発行日」という。)以降、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、割当てる株式数を次の算式により調整し(1株未満の端数は切捨て)、新株予約権の目的たる株式の数は、調整後株式数に当該時点で行使または消却されていない新株予約権の総数に乗じた数となります。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(または併合)の比率

また、発行日以降、当社が合併または会社分割等を行う場合等、新株予約権の行使により発行される株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときには、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額となるよう、新株予約権の目的となる株式数を調整します。

- 3 発行日以降、以下の事由が生じた場合は行使価額をそれぞれ調整します。

(ア)当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により払込価額を調整し、調整後の生じる1円未満の端数は、これを切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(イ)当社が行使価額を下回る価額による株式の発行または自己株式の処分を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数はこれを切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行または処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行または処分株式数}}$$

- 4 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

(ア)対象者のうち、新株予約権の割当時に当社もしくは当社子会社の取締役、監査役または従業員であった者は、新株予約権の行使時において当社もしくは当社子会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。

(イ)新株予約権の分割行使はできないものとする。

(ウ)上記のほか、当社は取締役会決議及び取締役会決議に基づく当社と個別の対象者との間で締結する新株予約権の割当に関する契約において、新株予約権の行使の条件、当社への新株予約権返還事由その他の事項を定める。

(平成14年 8月21日臨時株主総会決議に基づく平成14年12月26日取締役会決議)

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数	990個 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	990株 (注) 1
新株予約権行使時の払込金額	1株当たり41,667円
新株予約権の行使期間	平成16年12月27日から 平成24年9月1日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 41,667円 資本組入額 20,834円 (注) 1
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡は当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 1 平成15年4月22日開催の取締役会決議に基づき、平成15年6月2日をもって1株を3株に分割いたしました。平成16年5月13日開催の取締役会決議に基づき、平成16年8月20日をもって1株を2株に分割いたしました。これらにより、新株予約権の数、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額が調整されております。

- 2 新株予約権を発行する日(以下「発行日」という。)以降、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、割当てる株式数を次の算式により調整し(1株未満の端数は切捨て)、新株予約権の目的たる株式の数は、調整後株式数に当該時点で行使または消却されていない新株予約権の総数に乗じた数となります。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(または併合)の比率

また、発行日以降、当社が合併または会社分割等を行う場合等、新株予約権の行使により発行される株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときには、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額となるよう、新株予約権の目的となる株式数を調整します。

- 3 発行日以降、以下の事由が生じた場合は行使価額をそれぞれ調整します。

(ア)当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により払込価額を調整し、調整後の生じる1円未満の端数は、これを切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(イ)当社が行使価額を下回る価額による株式の発行または自己株式の処分を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数はこれを切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行または処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行または処分株式数}}$$

- 4 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

(ア)対象者のうち、新株予約権の割当時に当社もしくは当社子会社の取締役、監査役または従業員であった者は、新株予約権の行使時において当社もしくは当社子会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。

(イ)新株予約権の分割行使はできないものとする。

(ウ)上記のほか、当社は取締役会決議及び取締役会決議に基づく当社と個別の対象者との間で締結する新株予約権の割当に関する契約において、新株予約権の行使の条件、当社への新株予約権返還事由その他の事項を定める。

(平成14年8月21日臨時株主総会決議に基づく平成15年4月15日取締役会決議)

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数	1,240個 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	1,240株 (注) 1
新株予約権行使時の払込金額	1株当たり41,667円
新株予約権の行使期間	平成17年4月15日から 平成24年9月1日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 41,667円 資本組入額 20,834円 (注) 1
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡は当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 1 平成15年4月22日開催の取締役会決議に基づき、平成15年6月2日をもって1株を3株に分割いたしました。平成16年5月13日開催の取締役会決議に基づき、平成16年8月20日をもって1株を2株に分割いたしました。これらにより、新株予約権の数、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額が調整されております。

- 2 新株予約権を発行する日(以下「発行日」という。)以降、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、割当てる株式数を次の算式により調整し(1株未満の端数は切捨て)、新株予約権の目的たる株式の数は、調整後株式数に当該時点で行使または消却されていない新株予約権の総数に乗じた数となります。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(または併合)の比率

また、発行日以降、当社が合併又は会社分割等を行う場合等、新株予約権の行使により発行される株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときには、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額となるよう、新株予約権の目的となる株式数を調整します。

- 3 発行日以降、以下の事由が生じた場合は行使価額をそれぞれ調整します。

(ア)当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により払込価額を調整し、調整後の生じる1円未満の端数は、これを切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(イ)当社が行使価額を下回る価額による株式の発行または自己株式の処分を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数はこれを切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行または処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行または処分株式数}}$$

- 4 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

(ア)対象者のうち、新株予約権の割当時に当社もしくは当社子会社の取締役、監査役または従業員であった者は、新株予約権の行使時において当社もしくは当社子会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。

(イ)新株予約権の分割行使はできないものとする。

(ウ)上記のほか、当社は取締役会決議及び取締役会決議に基づく当社と個別の対象者との間で締結する新株予約権の割当に関する契約において、新株予約権の行使の条件、当社への新株予約権返還事由その他の事項を定める。

(平成16年3月30日第4回定時株主総会決議に基づく平成16年5月13日取締役会決議)

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数	512個 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	512株 (注) 1
新株予約権行使時の払込金額	1株当たり260,200円
新株予約権の行使期間	平成18年4月1日から 平成26年3月29日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 260,200円 資本組入額 130,100円 (注) 1
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡は当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 1 平成16年5月13日開催の取締役会決議に基づき、平成16年8月20日をもって1株を2株に分割いたしました。これにより、新株予約権の数、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額が調整されております。

- 2 新株予約権を発行する日(以下「発行日」という。)以降、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、割当てる株式数を次の算式により調整し(1株未満の端数は切捨て)、新株予約権の目的たる株式の数は、調整後株式数に当該時点で行使または消却されていない新株予約権の総数に乗じた数となります。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(または併合)の比率

また、発行日以降、当社が合併又は会社分割等を行う場合等、新株予約権の行使により発行される株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときには、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額となるよう、新株予約権の目的となる株式数を調整します。

- 3 発行日以降、以下の事由が生じた場合は行使価額をそれぞれ調整します。

(ア)当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により払込価額を調整し、調整後の生じる1円未満の端数は、これを切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(イ)当社が行使価額を下回る価額による株式の発行または自己株式の処分を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数はこれを切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行または処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行または処分株式数}}$$

- 4 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

(ア)対象者のうち、新株予約権の割当時に当社もしくは当社子会社の取締役、監査役または従業員であった者は、新株予約権の行使時において当社もしくは当社子会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。

(イ)新株予約権の分割行使はできないものとする。

(ウ)上記のほか、当社は取締役会決議及び取締役会決議に基づく当社と個別の対象者との間で締結する新株予約権の割当に関する契約において、新株予約権の行使の条件、当社への新株予約権返還事由その他の事項を定める。

(平成16年3月30日第4回定時株主総会決議に基づく平成16年11月12日取締役会決議)

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数	170個 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	170株 (注) 1
新株予約権行使時の払込金額	1株当たり145,898円
新株予約権の行使期間	平成18年4月1日から 平成26年3月29日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 145,898円 資本組入額 72,949円
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡は当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 1 新株予約権を発行する日(以下「発行日」という。)以降、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、割当てる株式数を次の算式により調整し(1株未満の端数は切捨て)、新株予約権の目的たる株式の数は、調整後株式数に当該時点で行使または消却されていない新株予約権の総数に乗じた数となります。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(または併合)の比率

また、発行日以降、当社が合併又は会社分割等を行う場合等、新株予約権の行使により発行される株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときには、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額となるよう、新株予約権の目的となる株式数を調整します。

2 発行日以降、以下の事由が生じた場合は行使価額をそれぞれ調整します。

(ア)当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により払込価額を調整し、調整後の生じる1円未満の端数は、これを切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(イ)当社が行使価額を下回る価額による株式の発行または自己株式の処分を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数はこれを切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行または処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行または処分株式数}}$$

3 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

(ア)対象者のうち、新株予約権の割当時に当社もしくは当社子会社の取締役、監査役または従業員であった者は、新株予約権の行使時において当社もしくは当社子会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。

(イ)新株予約権の分割行使はできないものとする。

(ウ)上記のほか、当社は取締役会決議及び取締役会決議に基づく当社と個別の対象者との間で締結する新株予約権の割当に関する契約において、新株予約権の行使の条件、当社への新株予約権返還事由その他の事項を定める。

(平成17年3月30日第5回定時株主総会決議に基づく平成17年7月6日取締役会決議)

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数	470個 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	470株 (注) 1
新株予約権行使時の払込金額	1株当たり104,000円
新株予約権の行使期間	平成19年4月1日から 平成27年3月29日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 104,000円 資本組入額 52,000円
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡は当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 1 新株予約権を発行する日(以下「発行日」という。)以降、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、割当てる株式数を次の算式により調整し(1株未満の端数は切捨て)、新株予約権の目的たる株式の数は、調整後株式数に当該時点で行使または消却されていない新株予約権の総数に乘じた数となります。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(または併合)の比率

また、発行日以降、当社が合併又は会社分割等を行う場合等、新株予約権の行使により発行される株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときには、調整後株式数に調整後行使価額を乘じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乘じた額と同額となるよう、新株予約権の目的となる株式数を調整します。

2 発行日以降、以下の事由が生じた場合は行使価額をそれぞれ調整します。

(ア)当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により払込価額を調整し、調整後の生じる1円未満の端数は、これを切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(イ)当社が行使価額を下回る価額による株式の発行または自己株式の処分を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数はこれを切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行または処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行または処分株式数}}$$

3 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

(ア)対象者のうち、新株予約権の割当時に当社もしくは当社子会社の取締役、監査役または従業員であった者は、新株予約権の行使時において当社もしくは当社子会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。

(イ)新株予約権の分割行使はできないものとする。

(ウ)上記のほか、当社は取締役会決議及び取締役会決議に基づく当社と個別の対象者との間で締結する新株予約権の割当に関する契約において、新株予約権の行使の条件、当社への新株予約権返還事由その他の事項を定める。

(平成17年3月30日第5回定時株主総会決議に基づく平成18年1月4日取締役会決議)

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数	624個 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	624株 (注) 1
新株予約権行使時の払込金額	1株当たり94,000円
新株予約権の行使期間	平成19年4月1日から 平成27年3月29日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 94,000円 資本組入額 47,000円
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡は当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 1 新株予約権を発行する日(以下「発行日」という。)以降、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、割当てる株式数を次の算式により調整し(1円未満の端数は切捨て)、新株予約権の目的たる株式の数は、調整後株式数に当該時点で行使または消却されていない新株予約権の総数に乘じた数となります。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(または併合)の比率

また、発行日以降、当社が合併又は会社分割等を行う場合等、新株予約権の行使により発行される株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときには、調整後株式数に調整後行使価額を乘じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乘じた額と同額となるよう、新株予約権の目的となる株式数を調整します。

2 発行日以降、以下の事由が生じた場合は行使価額をそれぞれ調整します。

(ア)当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により払込価額を調整し、調整後の生じる1円未満の端数は、これを切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(イ)当社が行使価額を下回る価額による株式の発行または自己株式の処分を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数はこれを切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行または処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行または処分株式数}}$$

3 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

(ア)対象者のうち、新株予約権の割当時に当社もしくは当社子会社の取締役、監査役または従業員であった者は、新株予約権の行使時において当社もしくは当社子会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。

(イ)新株予約権の分割行使はできないものとする。

(ウ)上記のほか、当社は取締役会決議及び取締役会決議に基づく当社と個別の対象者との間で締結する新株予約権の割当に関する契約において、新株予約権の行使の条件、当社への新株予約権返還事由その他の事項を定める。

(平成18年3月30日第6回定時株主総会決議に基づく平成18年4月26日取締役会決議)

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数	1,920個 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	1,920株 (注) 1
新株予約権行使時の払込金額	1株当たり78,999円
新株予約権の行使期間	平成20年4月1日から 平成28年3月29日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 78,999円 資本組入額 39,500円
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡は当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 1 新株予約権を発行する日(以下「発行日」という。)以降、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、割当てる株式数を次の算式により調整し(1株未満の端数は切捨て)、新株予約権の目的たる株式の数は、調整後株式数に当該時点で行使または消却されていない新株予約権の総数に乗じた数となります。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(または併合)の比率

また、発行日以降、当社が合併または会社分割等を行う場合等、新株予約権の行使により発行される株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときには、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額なるよう、新株予約権の目的となる株式数を調整します。

2 発行日以降、以下の事由が生じた場合は行使価額をそれぞれ調整します。

(ア)当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により払込価額を調整し、調整後の生じる1円未満の端数は、これを切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(イ)当社が行使価額を下回る価額による株式の発行または自己株式の処分を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数はこれを切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行または処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行または処分株式数}}$$

3 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

(ア)対象者のうち、新株予約権の割当時に当社もしくは当社子会社の取締役、監査役または従業員であった者は、新株予約権の行使時において当社もしくは当社子会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。

(イ)新株予約権の分割行使はできないものとする。

(ウ)平成18年12月期からの当社連結純利益(税引前)の累積が1,194,671千円以上であることを要する。

(エ)上記のほか、当社は取締役会決議及び取締役会決議に基づく当社と個別の対象者との間で締結する新株予約権の割当に関する契約において、新株予約権の行使の条件、当社への新株予約権返還事由その他の事項を定める。

平成18年施行新会社法の規定に基づく新株予約権

(平成19年12月12日取締役会決議により平成19年12月27日発行 第3回)

	第3 四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数	6個 (注) 1
新株予約のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	6,000株 (注) 1
新株予約権行使時の払込金額	1株当たり9,851円
新株予約権の行使期間	平成19年12月28日から 平成24年12月27日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	(注) 3
新株予約権の行使の条件	-
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 4
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-
新株予約権付社債の残高(千円)	-

(注) 1 本新株予約権の目的である株式の総数は30,000株とする。(本新株予約権1個の目的である株式の数(以下「割当株式数」という。)は1,000株とする。)

- 2 本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額(以下に定義する。)に割当株式数を乗じた額とする。なお、本新株予約権の発行後、本項第 号に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの払込・処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合およびその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第 号 に定める時価を下回る払込金額または処分価額をもって当社普通株式を新たに発行または当社の有する当社普通株式を処分する場合(ただし、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の転換または行使による場合を除く。)、

調整後の行使価額は、払込期日の翌日以降、また、募集のための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式分割により普通株式を発行する場合、

調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。ただし、剰余金から資本に組み入れられることを条件にその部分をもって株式分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該配当可能利益の資本組入れの決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合には、調整後の行使価額は、当該剰余金の資本組入れの決議をした株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

なお、上記ただし書の場合において、株式分割のための基準日の翌日から当該剰余金の資本組入れの決議をした株主総会の終結の日までに行使請求をなした者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{数}}{\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満に端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行なわない。

本項第 号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債を発行する場合、調整後の行使価額は、発行される証券または新株予約権もしくは新株予約権付社債のすべてが当初の転換価額で転換されまたは当初の行使価額で行使されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権が無償にて発行される場合は発行日）の翌日以降これを適用する。ただし、その証券の募集のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

行使価額調整式の計算の結果生じる円位未満の端数は切り捨てるものとする。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日（ただし、本項第 号 ただし書の場合は株主割当日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満少数第 2 位まで算出し、その少数第 2 位を切り捨てる。

行使価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の 1 か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。また、本項第 号 の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

本項第 号 の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、資本金の額の減少、会社法第 2 条第28号に定められた新設分割、会社法第 2 条第29号に定められた吸収分割、または合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき事由が 2 つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

本項第 号ないし第 号により行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨およびその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額およびその適用の日その他必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。ただし、本項第 号 ただし書に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

3 発行価格 1 株当たり9,851円

資本組入額 1 株当たり4,926円

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第 1 項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた金額とする。

4 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要しないものとする。ただし、本新株予約権の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社へ報告するものとする。

(平成20年3月27日第8回定時株主総会決議に基づく平成20年3月27日取締役会決議)

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数	1,690個 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	1,690株 (注)1
新株予約権行使時の払込金額	1株当たり9,588円
新株予約権の行使期間	平成22年4月1日から 平成25年3月29日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 9,588円 資本組入額 4,794円
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡は当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1 当社が、株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により調整するものとします。ただし、かかる調整はその時点で新株予約権者が権利行使をしていない新株予約権の目的たる株式についてのみ行われるものとし、調整の結果1株未満の株式が生じた場合には、これを切り捨てるものとします。これらの端数処理については、その後に生じた株式数の調整時由に基づく調整にあたり、かかる端数を調整前株式数に適切に反映したうえで、調整後株式数を算出します。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（または併合）の比率

当社は、（ ）当社が合併を行う場合に存続会社または新設会社が新株予約権にかかる当社の義務を承継するとき、（ ）当社が会社分割を行う場合に分割によって設立された会社または分割によって営業を承継する会社が新株予約権にかかる当社の義務を承継するとき、（ ）その他新株予約権の行使により発行される株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときにおいて調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう各新株予約権の行使により発行される株式数を適切に調整します。

2 発行日以降、以下の事由が生じた場合は行使価額をそれぞれ調整します。

(ア)当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

(イ)時価を下回る価額による株式の発行または自己株式の処分が行われる場合（新株予約権の行使により新株を発行または自己株式を処分する場合を除く）は、次の算式により行使価額を調整します。調整により生じる1円未満の端数は、切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行または処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規株式発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行または処分株式数}}$$

3 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

(ア)新株予約権者は、権利行使の際に、当社の取締役、監査役、役員に準ずる者の地位にあること、あるいは当社の従業員または当社の関係会社の取締役もしくは従業員に準ずる者の地位にあることを要する。

(イ)新株予約権の分割行使はできないものとする。

(ウ)上記のほか、当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当において定める。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金 残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成22年7月1日～ 平成22年9月30日(注)	1,000	180,542	5,075	2,080,715	5,075	2,613,912

(注) 新株予約権の行使による増加であります。

(6) 【大株主の状況】

大量保有報告書の写しの送付がなく、当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成22年6月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成22年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 179,542	179,542	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
単元未満株式			
発行済株式総数	179,542		
総株主の議決権		179,542	

(注) 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が34株(議決権34個)含まれております。

【自己株式等】

平成22年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
計					

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	6,950	7,600	6,990	21,300	15,550	11,700	17,450	14,800	13,980
最低(円)	6,310	5,790	5,430	6,590	9,520	7,990	8,060	8,810	10,040

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所(マザーズ)におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、本四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第3四半期連結会計期間（平成21年7月1日から平成21年9月30日まで）及び前第3四半期連結累計期間（平成21年1月1日から平成21年9月30日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第3四半期連結会計期間（平成22年7月1日から平成22年9月30日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成22年1月1日から平成22年9月30日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期連結会計期間（平成21年7月1日から平成21年9月30日まで）及び前第3四半期連結累計期間（平成21年1月1日から平成21年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表並びに当第3四半期連結会計期間（平成22年7月1日から平成22年9月30日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成22年1月1日から平成22年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、監査法人よつば総合事務所により四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	12,093	32,015
受取手形及び売掛金	15,046	23,081
営業投資有価証券	224,792	322,255
投資損失引当金	39,789	35,243
商品及び製品	813	777
仕掛品	27,440	29,144
貯蔵品	721	6,632
株主、役員又は従業員に対する短期貸付金	10,000	-
その他	14,584	20,497
貸倒引当金	4,810	4,810
流動資産合計	260,893	394,349
固定資産		
有形固定資産		
その他(純額)	5,270	490
有形固定資産合計	5,270	490
無形固定資産		
その他	144	144
無形固定資産合計	144	144
投資その他の資産		
投資有価証券	22,903	33,613
出資金	14,531	16,030
関係会社出資金	-	522
敷金及び保証金	10,728	29,595
その他	2,894	4,586
貸倒引当金	3,535	3,535
投資その他の資産合計	47,522	80,812
固定資産合計	52,936	81,446
資産合計	313,829	475,796

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	189	3,095
未払費用	9,806	19,145
未払法人税等	4,074	8,220
前受金	46,421	35,682
受注損失引当金	-	1,884
その他	25,566	11,216
流動負債合計	86,057	79,245
固定負債		
受注損失引当金	1,884	-
固定負債合計	1,884	-
負債合計	87,942	79,245
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,080,715	2,058,391
資本剰余金	2,613,912	2,591,588
利益剰余金	4,408,559	4,203,447
株主資本合計	286,069	446,532
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	69,110	62,932
評価・換算差額等合計	69,110	62,932
新株予約権	8,379	12,265
少数株主持分	549	685
純資産合計	225,887	396,550
負債純資産合計	313,829	475,796

(2)【四半期連結損益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年1月1日 至平成21年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年9月30日)
売上高	207,291	165,433
売上原価	346,003	157,469
売上総利益又は売上総損失()	138,712	7,963
販売費及び一般管理費	403,395	198,490
営業損失()	542,107	190,527
営業外収益		
受取利息	282	62
為替差益	1,519	0
その他	1,455	369
営業外収益合計	3,257	431
営業外費用		
支払利息	147	-
持分法による投資損失	1,422	-
賃借料	-	1,596
その他	276	962
営業外費用合計	1,846	2,558
経常損失()	540,697	192,654
特別利益		
投資損失引当金戻入額	-	2,160
新株予約権戻入益	-	1,518
受注損失引当金戻入額	11,400	-
特別利益合計	11,400	3,678
特別損失		
固定資産売却損	26	-
固定資産廃棄損	-	165
本社移転費用	-	9,010
投資有価証券売却損	-	5,447
特別損失合計	26	14,623
税金等調整前四半期純損失()	529,323	203,599
法人税、住民税及び事業税	1,515	1,533
法人税等合計	1,515	1,533
少数株主損失()	4,922	22
四半期純損失()	525,916	205,111

【第3四半期連結会計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年9月30日)
売上高	34,022	29,849
売上原価	225,525	29,882
売上総損失()	191,503	32
販売費及び一般管理費	¹ 123,168	¹ 56,099
営業損失()	314,671	56,132
営業外収益		
受取利息	48	21
為替差益	1,021	0
その他	302	106
営業外収益合計	1,372	128
営業外費用		
支払利息	3	-
持分法による投資損失	707	-
その他	75	62
営業外費用合計	786	62
経常損失()	314,085	56,067
特別利益		
新株予約権戻入益	-	389
特別利益合計	-	389
特別損失		
固定資産売却損	26	-
特別損失合計	26	-
税金等調整前四半期純損失()	314,111	55,678
法人税、住民税及び事業税	505	511
法人税等合計	505	511
少数株主利益又は少数株主損失()	4,912	19
四半期純損失()	309,704	56,209

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年1月1日 至平成21年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純損失()	529,323	203,599
減価償却費	5,114	1,035
貸倒引当金の増減額(は減少)	4,810	-
投資損失引当金の増減額(は減少)	10,825	4,545
受注損失引当金の増減額(は減少)	11,400	-
受取利息	282	62
支払利息	147	-
為替差損益(は益)	1,519	58
持分法による投資損益(は益)	1,422	-
投資事業組合等損益(は益)	-	248
投資有価証券評価損益(は益)	216,181	-
投資有価証券売却損益(は益)	-	5,447
有形固定資産売却損益(は益)	26	-
本社移転費用	-	9,010
売上債権の増減額(は増加)	43,855	8,035
たな卸資産の増減額(は増加)	7,608	1,572
営業投資有価証券の増減額(は増加)	5,939	94,761
仕入債務の増減額(は減少)	21,084	2,906
その他	7,953	11,326
小計	275,631	70,526
利息及び配当金の受取額	282	62
利息の支払額	147	-
法人税等の支払額	2,251	3,078
営業活動によるキャッシュ・フロー	277,748	73,542
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	423	5,814
有形固定資産の売却による収入	7	-
無形固定資産の取得による支出	2,340	-
投資有価証券の売却による収入	-	3,000
株主、役員又は従業員に対する貸付による支出	-	10,000
貸付金の回収による収入	1,675	1,692
敷金及び保証金の差入による支出	-	3,400
敷金及び保証金の回収による収入	23,769	19,011
関係会社出資金の分配による収入	12,750	6,907
投資活動によるキャッシュ・フロー	35,438	11,396
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	2,216	-
新株予約権の行使による株式の発行による収入	-	42,280
少数株主への配当金の支払額	-	78
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,216	42,202
現金及び現金同等物に係る換算差額	1,314	22
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	243,211	19,921
現金及び現金同等物の期首残高	286,783	32,015
現金及び現金同等物の四半期末残高	43,571	12,093

【継続企業の前提に関する事項】

当第3四半期連結累計期間（自平成22年1月1日至平成22年9月30日）

当社グループは、前連結会計年度まで継続して営業損失、経常損失、当期純損失、及び営業活動によるキャッシュ・フローにおきまして継続してマイナスを計上しており、当第3四半期連結累計期間におきましても営業損失190,527千円、経常損失192,654千円、四半期純損失205,111千円、営業キャッシュ・フロー73,542千円を計上するに至っております。

当社グループにおきましては、当該状況を解消すべく、安定した財務基盤の確立に向けて「事業収益の拡大」および「資産のキャッシュ化」を経営の柱として取り組んでおります。

しかしながら、現時点におきましては、未だ各種施策の実施途上であり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

なお、四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を四半期連結財務諸表には反映しておりません。

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第3四半期連結累計期間（自平成22年1月1日至平成22年9月30日）

1. 連結の範囲に関する事項の変更

連結子会社であった株式会社Asia Private Equity Capital メディック Pre-IPO チャイナファンド 1号は、平成22年9月30日付で解散したため連結子会社に該当しなくなり、当第3四半期会計期間末における連結子会社数は6社（2組合を含む）となっております。

2. 持分法の適用に関する事項の変更

持分法適用関連会社であったメディック・アライアンス・テクノロジー ファンド 1号は、平成22年3月31日付で解散したため関連会社に該当しなくなりました。

【表示方法の変更】

当第3四半期連結累計期間（自平成22年1月1日至平成22年9月30日）及び当第3四半期連結会計期間（自平成22年7月1日至平成22年9月30日）

該当事項はありません。

【簡便な会計処理】

	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年1月1日至平成22年9月30日)
1. 固定資産の減価償却費の算定方法	定率法を採用している資産については、当連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。
2. 法人税等並びに繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法	法人税等の納付税額の算定並びに繰延税金資産及び繰延税金負債の算定に関して、加味する加減算項目や税額控除項目を重要なものに限定する方法によっております。 繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前連結会計年度末以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められる場合に、前連結会計年度において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第3四半期連結累計期間（自平成22年1月1日至平成22年9月30日）

該当事項はありません。

【注記事項】

（四半期連結貸借対照表関係）

当第3四半期連結会計期間末 （平成22年9月30日）		前連結会計年度末 （平成21年12月31日）	
1 有形固定資産の減価償却累計額	29,295千円	1 有形固定資産の減価償却累計額	44,358千円

（四半期連結損益計算書関係）

第3四半期連結累計期間

前第3四半期連結累計期間 （自平成21年1月1日 至平成21年9月30日）		当第3四半期連結累計期間 （自平成22年1月1日 至平成22年9月30日）	
1 販売費及び一般管理費の主なもの 給与手当	87,137千円	1 販売費及び一般管理費の主なもの 給与手当	52,089千円
貸倒引当金繰入額	4,810千円		

第3四半期連結会計期間

前第3四半期連結会計期間 （自平成21年7月1日 至平成21年9月30日）		当第3四半期連結会計期間 （自平成22年7月1日 至平成22年9月30日）	
1 販売費及び一般管理費の主なもの 給与手当	24,492千円	1 販売費及び一般管理費の主なもの 給与手当	15,738千円
貸倒引当金繰入	4,810千円		

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年1月1日 至平成21年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年9月30日)
1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
現金及び預金 43,571千円	現金及び預金 12,093千円
現金及び現金同等物 43,571千円	現金及び現金同等物 12,093千円

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成22年9月30日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成22年1月1日至平成22年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	180,542

2 自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	

3 新株予約権の四半期連結会計期間末残高等

(1) 平成19年12月新株予約権

新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	6,000株
新株予約権の当第3四半期連結会計期間末残高	1,800千円

(2) ストック・オプションとしての新株予約権

新株予約権の当第3四半期連結会計期間末残高	6,579千円
-----------------------	---------

4 株主資本の著しい変動に関する事項

当社は、新株予約権及びストック・オプションの一部行使による払い込みを、下記内容にて受けております。この結果、当第3四半期連結会計期間末において資本金が2,080,715千円、資本剰余金が2,613,912千円となっております。

(単位：千円)

種類	権利行使者	権利行使日	資本金	資本剰余金
新株予約権	Evolution Master Fund LP	平成22年4月15日	15,226	15,226
ストック・オプション	安岡 博之	平成22年5月14日	2,022	2,022
新株予約権	Evolution Master Fund LP	平成22年8月4日	5,075	5,075
合計			22,324	22,324

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自平成21年7月1日至平成21年9月30日)

	バイオマーカー創薬支援事業 (千円)	創薬事業 (千円)	テーラーメイド健康管理支援事業 (千円)	投資・投資育成事業 (千円)	その他事業 (千円)	計 (千円)	消去又は 全社 (千円)	連結 (千円)
売上高								
(1) 外部顧客に対する売上高	14,874	-	11,365	7,782	-	34,022	-	34,022
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	-	-	-	-	-	-	-	-
計	14,874	-	11,365	7,782	-	34,022	-	34,022
営業損失()	3,260	226	22,644	211,832	-	237,963	76,708	314,671

(注) 1 事業の区分は、当社ビジネス形態の特性を考慮して区分しております。

2 各区分の事業の内容

- (1) バイオマーカー創薬支援事業 バイオマーカーを用いた新薬開発を総合的、複合的に支援するソリューションを提供するもの、受託解析サービス、データ解析サービス、研究支援プロダクトの販売、システム構築、治験コーディネイトサービス、及び、PGx試験サポート業務。
- (2) 創薬事業 自社保有の新薬候補化合物を当社のデータマイニング技術を用いて開発し、付加価値を高めていくもの。
- (3) テーラーメイド健康管理支援事業 個人を対象に健康・医療市場でのサービスを提供するもの、クリニックとの提携によるDNA検査に基づく健康支援サービス、及び、健康支援プロダクト販売。
- (4) 投資・投資育成事業 ファンドの管理運営、営業有価証券売買等。
- (5) その他事業 研究者を対象とするセミナーやフォーラム等の開催等。

当第3四半期連結会計期間(自平成22年7月1日至平成22年9月30日)

	バイオマーカー創薬支援事業 (千円)	創薬事業 (千円)	テーラーメイド健康管理支援事業 (千円)	投資・投資育成事業 (千円)	その他事業 (千円)	計 (千円)	消去又は 全社 (千円)	連結 (千円)
売上高								
(1) 外部顧客に対する売上高	23,300			6,548		29,849		29,849
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高								
計	23,300			6,548		29,849		29,849
営業損失()	2,602	61	10,872	9,345		22,881	33,251	56,132

(注) 1 事業の区分は、当社ビジネス形態の特性を考慮して区分しております。

2 各区分の事業の内容

- (1) バイオマーカー創薬支援事業 バイオマーカーを用いた新薬開発を総合的、複合的に支援するソリューションを提供するもの、受託解析サービス、データ解析サービス、研究支援プロダクトの販売、システム構築、治験コーディネイトサービス、及び、PGx試験サポート業務。
- (2) 創薬事業 自社保有の新薬候補化合物を当社のデータマイニング技術を用いて開発し、付加価値を高めていくもの。
- (3) テーラーメイド健康管理支援事業 個人を対象に健康・医療市場でのサービスを提供するもの、クリニックとの提携によるDNA検査に基づく健康支援サービス、及び、健康支援プロダクト販売。
- (4) 投資・投資育成事業 ファンドの管理運営、営業有価証券売買等。
- (5) その他事業 研究者を対象とするセミナーやフォーラム等の開催等。

前第3四半期連結累計期間（自平成21年1月1日至平成21年9月30日）

	バイオマーカー創薬支援事業 (千円)	創薬事業 (千円)	テーラーメイド健康管理支援事業 (千円)	投資・投資育成事業 (千円)	その他事業 (千円)	計 (千円)	消去又は 全社 (千円)	連結 (千円)
売上高								
(1) 外部顧客に対する売上高	116,040	-	60,411	30,839	-	207,291	-	207,291
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	-	-	-	-	-	-	-	-
計	116,040	-	60,411	30,839	-	207,291	-	207,291
営業利益又は 営業損失()	1,967	1,125	59,962	233,816	-	292,937	249,170	542,107

(注) 1 事業の区分は、当社ビジネス形態の特性を考慮して区分しております。

2 各区分の事業の内容

- (1) バイオマーカー創薬支援事業 バイオマーカーを用いた新薬開発を総合的、複合的に支援するソリューションを提供するもの、受託解析サービス、データ解析サービス、研究支援プロダクトの販売、システム構築、治験コーディネイトサービス、及び、PGx試験サポート業務。
- (2) 創薬事業 自社保有の新薬候補化合物を当社のデータマイニング技術を用いて開発し、付加価値を高めていくもの。
- (3) テーラーメイド健康管理支援事業 個人を対象に健康・医療市場でのサービスを提供するもの。クリニックとの提携によるDNA検査に基づく健康支援サービス、及び、健康支援プロダクト販売。
- (4) 投資・投資育成事業 ファンドの管理運営、営業有価証券売買等。
- (5) その他事業 研究者を対象とするセミナーやフォーラム等の開催等。

当第3四半期連結累計期間（自平成22年1月1日至平成22年9月30日）

	バイオマーカー創薬支援事業 (千円)	創薬事業 (千円)	テーラーメイド健康管理支援事業 (千円)	投資・投資育成事業 (千円)	その他事業 (千円)	計 (千円)	消去又は 全社 (千円)	連結 (千円)
売上高								
(1) 外部顧客に対する売上高	103,117		4,487	57,828		165,433		165,433
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高								
計	103,117		4,487	57,828		165,433		165,433
営業利益又は 営業損失()	5,315	321	23,642	55,603		74,252	116,274	190,527

(注) 1 事業の区分は、当社ビジネス形態の特性を考慮して区分しております。

2 各区分の事業の内容

- (1) バイオマーカー創薬支援事業 バイオマーカーを用いた新薬開発を総合的、複合的に支援するソリューションを提供するもの、受託解析サービス、データ解析サービス、研究支援プロダクトの販売、システム構築、治験コーディネイトサービス、及び、PGx試験サポート業務。
- (2) 創薬事業 自社保有の新薬候補化合物を当社のデータマイニング技術を用いて開発し、付加価値を高めていくもの。
- (3) テーラーメイド健康管理支援事業 個人を対象に健康・医療市場でのサービスを提供するもの。クリニックとの提携によるDNA検査に基づく健康支援サービス、及び、健康支援プロダクト販売。
- (4) 投資・投資育成事業 ファンドの管理運営、営業有価証券売買等。
- (5) その他事業 研究者を対象とするセミナーやフォーラム等の開催等。

【所在地別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間（自平成21年7月1日至平成21年9月30日）及び当第3四半期連結会計期間（自平成22年7月1日至平成22年9月30日）並びに前第3四半期連結累計期間（自平成21年1月1日至平成21年9月30日）及び当第3四半期連結累計期間（自平成22年1月1日至平成22年9月30日）

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び重要な在外支店はありませんので、該当事項はありません。

【海外売上高】

前第3四半期連結会計期間（自平成21年7月1日至平成21年9月30日）

海外売上高が連結売上高の10%未満であるため、海外売上高の記載を省略しております。

当第3四半期連結会計期間（自平成22年7月1日至平成22年9月30日）

	アジア	計
海外売上高(千円)	4,641	4,641
連結売上高(千円)		29,849
連結売上高に占める海外売上高の割合(%)	15.6	15.6

前第3四半期連結累計期間（自平成21年1月1日至平成21年9月30日）

海外売上高が連結売上高の10%未満であるため、海外売上高の記載を省略しております。

当第3四半期連結累計期間（自平成22年1月1日至平成22年9月30日）

	アジア	計
海外売上高(千円)	49,387	49,387
連結売上高(千円)		165,433
連結売上高に占める海外売上高の割合(%)	29.9	29.9

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末 (平成21年12月31日)
1,201円71銭	2,176円55銭

2 1株当たり四半期純損失金額等

第3四半期連結累計期間

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年1月1日 至平成21年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年9月30日)
1株当たり四半期純損失 2,984円06銭 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。	1株当たり四半期純損失 1,149円30銭 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純損失の算定上の基礎

項目	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年1月1日 至平成21年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年9月30日)
四半期連結損益計算書上の四半期純損失(千円)	525,916	205,111
普通株式に係る四半期純損失(千円)	525,916	205,111
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式の期中平均株式数(株)	176,242	178,465

第3四半期連結会計期間

前第3四半期連結会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年9月30日)
1株当たり四半期純損失 1,757円27銭 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。	1株当たり四半期純損失 311円98銭 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純損失の算定上の基礎

項目	前第3四半期連結会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年9月30日)
四半期連結損益計算書上の四半期純損失(千円)	309,704	56,209
普通株式に係る四半期純損失(千円)	309,704	56,209
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式の期中平均株式数(株)	176,242	180,172

(重要な後発事象)

当第3四半期連結会計期間
(自平成22年7月1日
至平成22年9月30日)

1. 当社は、平成22年10月14日開催の取締役会決議により、第4回新株予約権の発行及びコミットメント条項付き第三者割当契約について決議し、平成22年11月1日に新株予約権260個を発行いたしました。その概要は次のとおりであります。

- | | |
|------------------|--|
| (1) 割当日 | 平成22年11月1日 |
| (2) 新株予約権の総数 | 260個 |
| (3) 発行価額 | 総額728,000円(新株予約権1個につき2,800円) |
| (4) 当該発行による潜在株式数 | 潜在株式数26,000株(新株予約権1個につき100株) |
| (5) 資金調達の内訳 | 217,178,000円(差引手取概算額:198,422,500円)
(内訳)新株予約権発行による調達額:728,000円
新株予約権行使による調達額:216,450,000円 |
| (6) 行使価額 | 8,325円(固定) |
| (7) 募集又は割当て方法 | (割当先)第三者割当方式
(マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社) |
| (8) 行使期間 | 平成22年11月1日から平成24年10月31日まで |
| (9) その他 | |

新株予約権の行使指示

割当先は、本新株予約権の行使期間内にいつでも自己の判断で本新株予約権の行使を行うことができますが、同社と締結した本契約により、次の場合には当社から割当先に本新株予約権の行使を行わせることができます。

- ・株式会社東京証券取引所マザーズ市場(以下「マザーズ市場」といいます。)における5連続取引日の終値単純平均が行使価額の130%を超過した場合、当社は、当該日の出来高の15%を上限に、割当先に本新株予約権の行使を行わせることができます。
- ・マザーズ市場における5連続取引日の終値単純平均が行使価額の150%を超過した場合、当社は、当該日の出来高の20%を上限に、割当先に本新株予約権の行使を行わせることができます。

上記行使指示を受けた割当先は、10取引日以内に当該行使指示に係る本新株予約権を行使します。

新株予約権の取得

当社は、本新株予約権の割当日から3ヶ月を経過した日以降いつでも、取締役会により本新株予約権を取得する旨及び本新株予約権を取得する日(以下「取得日」といいます。)を決議することができます。当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の20営業日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。

2. 新株予約権の行使による増資

当連結会計期間終了後、平成22年10月1日から平成22年11月10日までに第4回新株予約権の一部(10個)について権利行使がありました。当該新株予約権の権利行使の概況は次のとおりであります。

- | | |
|------------------|------------|
| (1) 発行した株式の種類及び数 | 普通株式1,000株 |
| (2) 増加した資本金 | 4,176千円 |
| (3) 増加した資本準備金 | 4,176千円 |

これにより、平成22年11月10日現在の普通株式の発行済株式総数は181,542株、資本金は2,084,892千円、資本準備金は2,618,089千円となりました。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年11月11日

株式会社メディックグループ
取締役会 御中

監査法人よつば総合事務所

指定社員 公認会計士 神門 剛
業務執行社員

指定社員 公認会計士 片岡 誠
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社メディックグループの平成21年1月1日から平成21年12月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成21年7月1日から平成21年9月30日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成21年1月1日から平成21年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社メディックグループ及び連結子会社の平成21年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年11月11日

株式会社メディックグループ
取締役会 御中

監査法人よつば総合事務所

指定社員 公認会計士 神門 剛
業務執行社員

指定社員 公認会計士 片岡 誠
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社メディックグループの平成22年1月1日から平成22年12月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成22年7月1日から平成22年9月30日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成22年1月1日から平成22年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社メディックグループ及び連結子会社の平成22年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

1. 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、継続して営業損失、経常損失及び当期純損失を計上しており、また、営業活動によるキャッシュ・フローにおいても継続してマイナスを計上している状況にあり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期連結財務諸表には反映されていない。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成22年10月14日開催の取締役会において新株予約権の発行及びコミットメント条項付き第三者割当契約の締結を決議し、平成22年11月1日に当該新株予約権全額の払込を受け、その後当該新株予約権の一部の行使を受けている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。